

平成 30 年度第 3 回岸和田市青少年問題協議会記録

会 議 名	第 3 回岸和田市青少年問題協議会
日 時	平成 31 年 2 月 19 日 (火) 15 : 00 ~ 16 : 30
場 所	岸和田市立公民館 多目的ホール
出席委員	萩原会長、雪本副会長、〆野副会長、谷委員、吉田委員、藤原委員、田中委員、 阪田委員、中牟田委員、渡邊委員、澤委員、楠本委員、山田委員、田中委員 以上 14 名
欠席委員	岩田委員、岸田委員、宮口委員 3 名
関係部課長	子育て支援課：永島課長 学校教育部：谷部長、学校教育課：倉垣課長 生涯学習部：濱上部長、スポーツ振興課：津田課長
事務局	生涯学習課：西尾課長、森田指導主事、吉田主幹、神下担当長、 鈴木担当員、奥担当員
傍聴人数	0 人
次 第	1、報告 (1) 2019 年 岸和田市成人式結果について 2、案件 (1) 平成 31 年度 青少年対策基本方針 (案) について (2) 中学生問題における取組について 3、その他 (1) 「岸和田の子どもたちに確かな学力を！」について (2) 平成 31 年度青少年施策資料の作成について (3) その他

【報 告】

(1) 2019 年岸和田市成人式結果について

(事務局) 2019 年岸和田市成人式の結果について報告。

(会長) ただいま事務局より報告いただきましたが何か質問ございませんか。

(委員) 成人式の会場内に入ったのですが、市長の挨拶の時や議長の祝辞の時など、一通りの流れの中で、1 秒たりとも厳粛な空気というか静かな瞬間がなく、ざわざわしたまま終わってしまった。中学校の生徒指導協議会に行かせていただいた時に、中学校の指導の成果によりきっちりとは座れていたが、長時間の時にはしっかり聞いていなかったところは、もう一度指導を振り返って頑張ってい

こうと話はしました。そもそも成人式を開催するにあたり、新成人へ厳粛にしようということ、もう少し促していただきたい。司会の方が一度だけ「静かに」と言っただけで、あとは淡々と進んでいったように思います。もう一つは急性アルコール中毒で、救急車が4台ほど出動し来ているといった話を聞きました。中には19歳で飲酒しているものもおれば、市を挙げて違法行為に加担していることになるのではないかと感じました。飲酒に関しては徹底的に対策を講じてもらえたらと思います。

(会長) ありがとうございます。事務局の方からございますか。

(事務局) 成人式なのですが、今年に関しては、飲酒が目立ったように思います。成人式ですので、19歳もいらっしゃいますが基本的には21歳になる年の二十歳の出席者が多い状況でございます。その中で、何をすればいけないのか、何をしなければならないのか個人の意識が問われる中で、あのような形になっています。私どもとすれば、いろいろな団体のご協力を得ながら運営をしています。その中で、担当が説明しましたように、会場および会場周辺における飲酒については、協議し、意見交換などをしていきたいと思っております。以上でございます。

(会長) ありがとうございます。他にございますでしょうか。では、報告事項は、ただ今、委員から貴重な意見をいただきましたので、これをふまえて次年度以降の対応をよろしく申し上げます。では続きまして案件の方に入ってまいります。

【案件】

(1) 平成31年度の青少年対策基本方針（案）について

(会長) 案件（1）平成31年度の青少年対策基本方針（案）について事務局より説明をお願いします。

(事務局) 平成31年度の青少年対策基本方針（案）について説明。今年度まで青少年対策基本方針と実施要領を作成しておりましたが、今回の平成31年度（案）につきましても、基本方針に実施要領の内容を盛り込んだ形とし内容も整理し、基本方針のみといたしました。また、青少年問題協議会において議題となっております、中学生におけるスマートフォン等の利用に対する問題も盛り込み、より分かりやすくなるように作成いたしました。

(会長) ありがとうございます。ただいま平成31年度青少年対策基本方針（案）の説明がございました。これにつきまして何かご質問ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) この重点目標は今の時代に対応しておりよく理解できます。お聞きしたいことはこの重点目標を如何に具体的に実施していくかというところについては、どういう風にされていくのでしょうか。

(事務局) 基本方針を目的として定めまして、そのような目的意識をもって活動いただくということで。その重点目標と重点目標に関する事業を施策要領としてまとめさせていただき、皆様にご提示させていただこうと考えております。

(会長) 他にございますか。特にないようでございますので、この基本方針は案件（1）でございますので、これを平成31年度基本方針として承認するというご異議ございませんでしょうか。ご異議がないようですので、案件（1）につきましても事務局から提示のございましたこの（案）を承認させていただきます。

(2) 中学生問題における取組について

(会長) 案件(2) 中学生問題における取組について事務局より説明をお願いします。

(事務局) 中学生問題における取組について説明。育成連絡会が作成しました中学生向けアンケートを本協議会の委員の中学校にご協力いただきまして、昨年12月に委員の中学校において各学年1クラスずつアンケートを実施させていただきました。資料4がアンケートの集計結果となっております。上段が集計結果、下段が自由記述となっております。本アンケートにつきましては他の市内中学校にもご協力いただく方向でございます。ご覧いただいているアンケート結果と比較検討したうえで、今後の方向性を検討していきたく考えております。

(会長) ただいま事務局より説明がありました案件(2)について、資料4が前回の協議会で決まりました中学生アンケートの結果になります。前回までの協議会で数年にわたって議論いただいているのですが、スマートフォン等に対する実態調査をアンケートとして行ってみようとのことで、本協議会委員の中学校で、先ほどの説明の通り各学年で1クラスずつ実施した結果となります。説明にありましたようにさらに実施校を広げていって青少年問題協議会としてアピールペーパーを作ることにつなげていきたいと考えているわけです。では資料4について、あるいは今後の進め方等についてご意見ご質問があればお願いします。

(委員) 資料4の表の見方の説明をお願いします。

(事務局) 資料4の質問事項の1から9までがアンケート項目でございます。この質問事項にどう答えたかを、次の枠内の中学1年生から中学3年生までの欄で示しています。アンケート質問にどう答えたかを○△×で示しています。空白の回答もございましたので、その回答も分かるように示しています。所持率も記載しています。その下段の自由記述では、広く携帯電話やスマートフォンについての意見をお聞きしました。

(委員) 中学1年生のところは、所持率の欄が34人中31人でありアンケートの合計数が34人というのは理解できるのですが、中学2年や3年生のところは、2年生が所持率26人中23人でありアンケートの回答合計数は32人となっている、3年生が所持率27人中23人でありアンケートの回答合計数は34人となっているのはどういうわけですか。

(事務局) 確認して、訂正をさせていただきます。

(会長) 所持に関する未回答が2年生6人と3年生7人なのですが、アンケートへの回答数にはその未回答も含まれているということですね。

(事務局) 申し訳ございません。そういうことです。

(会長) 2年生では所持についての未回答が6あるということですね。クラスが32人であり6人が所持について回答していないということですね。この所持率については明らかに未回答を含んでいないのですが、その下のアンケート項目の回答数では含まれており足すと32になります。

(委員) 基本的なことを聞きます。回答の“△”とは何ですか。“△”の回答はどのような意味をあらわすのですか。言葉で書いていないもので、どちらでもないということですか。

(事務局) 質問に対するハイが“○”で、どちらでもないが“△”ということですか。

(委員) わかりました。もう一つ質問なのですが、この前の委員会のことをすっかり忘れていますが、この質問事項に関して土台を作ったのは、どういう方々でしょうか。

(事務局) 青少年育成連絡会というものがございまして、ご出席いただいているPTA協議会、青少年指導員協議会、子ども会育成連絡協議会、青年団協議会と生涯学習課で構成しており、素案を考え

させていただきました。

(会長) 前回の資料の質問事項の用紙をすぐご用意できるならばお願いします。実際、こういった質問用紙でアンケートをしたのか、実物をご覧ください。他に何かご質問ご意見等ございますか。

(委員) 昨日、大阪府の教育委員会でスマートフォン、携帯電話等の持ち込みを承認されたと報道がございました。これから市町村教育委員会と話し合いながら素案、指針を作っていくことになり、まだ中身の話にはなっておらずわからないと思います。今の話では個人で管理させて、登下校の時、緊急の時以外は使わないという形でなっていると思うのですが、もちろん盗難などや休憩時間での使用などの問題が起こってくる可能性がございます。教育委員会で審議いただきながら、より丁寧な対応をお願いしたいと思います。ここでの2年間の活動でこのような合致した話があったので、引き続き丁寧な対応をしていただけたら助かります。

(会長) 府教委でのことについて昨日たまたま報道がありました。府教委の新しい方針について、何か事務局で分かっている範囲で構わないのでお願いできないでしょうか。昨日の報道はご覧いただきましたか。繰り返し NHK でも報道されていました。今までは原則持ってきてはダメという方針だったのですが、それを方針転換して持ってきて構わないようになった。それは今年の春にあった地震の際、安全確認に対する保護者の要求があり、それに応えて方針転換をすることになった。ガイドラインの案を出して来月中に固めていき、新年度からそのガイドラインにそって各市町村での運用となることであつたと思うのですが、それで間違いなかったですか。そのような方針になっていますので、タイムリーと言いますか、この青少年問題協議会で議論していたことがありがたい話になります。他になにか、関連でも結構ですしご意見ご質問ございますでしょうか。

(副会長) 中学生問題における取組みについて、基本的な事をお尋ねしますが、中学校の校長先生にお聞きしたいのですが、中学校は3学期になると授業に力を入れていないようなことはございますか。

(委員) 具体的にはどういったことでしょうか。

(副会長) 私の地元の中学校なのですが、30 から 40 人が毎朝固まって学校に登校しないのです。我々がボランティアで活動を行っている付近で、コンビニがあるのですが、そこでたむろシタバコを吸っているのです。中学校の方に電話をするとすぐに先生は来てくれます。すぐに来てくれ「学校に出らんか!」と言ってくれます。言ってくれるのですが、先生はすぐに車で学校に帰って行きます。中学生は住宅の方に入っていく、行こうとするのですがまた戻ってきてしまいます。そのような感じであり、中学校では欠席している生徒を把握しているのかどうか。欠席の理由も把握しているのかと思います。注意すると、今の子どもは食って掛かってきます。以前、一度、春木グラウンドで警備をしていたのですが、市役所の方は知らないと思う件で、警察の課長もいらっしゃるので少しはご存知だと思うのですが、暴力問題があつたのです。警備員のおじさんが注意すると食って掛かってきたことから、相手 20 人から 30 人いたのですが、揉めてしまったのです。そして自分の身の危険を感じて、相手を傷つけてしまったことがあつた。そしてその方が警察に呼び出されることになったのです。このような事件がありました。私も警察に行き話をしました。結果的にすぐ開放してくれたのですが、先生方がそのようなタバコを吸ったりしていることを理解されているのかなと思います。例えば朝巡回するなどしてコンビニでたむろしているようなところを。大体行けば分かりますので。そういうところへ巡回しているのかと疑問に思うところもあります。本日の青少年問題協議会での中学生問題のスマートフォン等について話をしており、なるほどと思うのですが、先ほ

どの成人式でのお酒の問題などの話と、同じように感じます。来られた先生に3年生ですかと聞くと、1年生ですとおっしゃる。そこからタバコから進行しお酒の問題となれば、我々が一生懸命青少年の指導について考えておりますが、周りが皆黙って見ているだけなのかと思います。我々が注意に行ってもすぐに食って掛かってきます。すぐに警察と学校にも連絡します。先生もすぐ来てくれますが、今、そのような子どもが多いのかとお聞きしたいです。

(委員) 私が把握している分は、自分の学校の事が基本なのですが、校長会ではいろいろ交流はしていますが、具体的にどれほど多いとか数がどうであるなどの話はございません。ただ、こういった事例がありますとか、こんな事例がありこういった事で地域に迷惑をかけましたなどはあってお互い共通理解を計っています。お話でもありましたが、学校としては問題などあったことに関することはすぐに対応はしています。基本的には保護者と連携しながら連絡をとりながら対応しているのが実情であります。ただうまくいっているかというところと正直言ってうまくいっていない部分もあり、それが実態だと思います。

(委員) 私も昔、中学校で教師をしていたので非常によくわかるのですが、今少し気になったことで、校長会で確かに情報は得られるとの話でございました。スマートフォンに関することでもそうですし、子どもたちの将来のこともそうですし、小学校の校長会もそうだと思うのですが、教育委員会の指導主事の指導はどのくらいされているのでしょうか。私はすごく疑問なのですが。

(事務局) 指導主事でございます。教育委員会には、学校教育課、生涯学習課等様々な課がございます。その中で指導主事が置かれている課が、学校教育課、人権教育課、生涯学習課でございます。その課の特性やその課の取り組む内容に応じまして、指導主事が各学校、場合によりましては直接教職員に指導させていただく機会は多く持っていると思います。特に本市の学校教育課では担当校を決めまして指導主事が様々な形で学校を指導しています。そういった意味でも指導主事の指導は、行き届いているかどうかの評価は別としまして基本的な指導は学校でさせていただいていると考えています。

(副会長) 中学校の問題なのですが、最近は少なくなっていますが卒業式の後の異形服の問題です。先般の保護司会の例会の中でその話が出ました。ある中学校では何人が今年も着る、どこそこの場所で着るとの話があるらしいです。去年のその場所で撮った写真を見せていただいたのですが、親御さんにすれば一生に一回のことだからということで、そういう形でしている。学校や学校の近いところでは、そういった異形服を着るということはなくなったが、学校を離れたところで、グループで異形服を着ることが昨年も卒業式の後にあったということです。この青少年問題協議会では最近異形服の話は出ないのですが、現状がどのようになっているか教えていただきたいと思います。

(委員) 毎月中学校の生徒指導担当教員と中学校生徒指導協議会というところで、小学校校長会の代表としてオブザーバー的に参加しております。その辺りの実態の数は毎月の報告で変わってくるのですが、中学校によってはもう今年を着ないと言っている学校が複数校ございます。7～8名どうしても着るとい学校が1校、その間の2～3人着るとい学校が残りほとんどでございます。卒業式の前日まで親御さんと含めてやめるようにと話をし、どうしてもという場合は必ず親御さんが横に着くようにと話を進めているのが現状だと聞いています。

(副会長) 異形服に関しては、法的には何も問題がない状況です。昔は金銭が絡むこともありましたが、今は親が買っているようである。着ることに対しては誰にも迷惑をかけていないという表現でいる。

言葉では先ほどの話のように着ないようにと、私どもの立場でも着ないようにと指導はするのですが、法的には何も触れず問題がないと言われた場合、指導がしにくく、どのように話をしていけばいいのか。親御さんや本人が理解してくれるといいのですが。言い方が難しいのですが、現状は放置している状態であり、それでいいのかという素朴な疑問なのです。仕方ないのことは仕方ないので、法的には何も問題ないものです。先日の例会でも疑問が残ったまま終わってしまったもので、もう少し教えていただきたいのです。

(副会長) 先ほどの話の続きなのですが、校長会の会議には指導主事も出席するのでしょうか。

(委員) 中学校々長会の場合は1日行っています。前半は教育長や各課から部長課長に参加いただいて指導助言いただく形となっています。後半の各校の交流については、自分達だけで行っています。先ほどの話がありましたどこの学校でこういうことがありましたといった報告、交流は、自分達だけで行っている状況です。もう一つ事務局からあったように、各校担当の指導主事がいまして、頻りに学校に来ていただき情報交換を行っています。

(副会長) そうすると協議している過程で、タバコを吸うや学校をサボるといった不良行為が増えているといった協議などはしないのですか。各学校の報告といったことが。

(委員) はい。ございます。委員のおっしゃる学校の状況も、我々は承知しています。

(副会長) わかってきていますか。私は地域ではどんどん表に出ていきますが、状況をわかっているのか疑問を抱くことがあります。私には言わないが他の者に「おっちゃんタバコ買ってこないかな。」と言ってお願いする子どももいます。学校で悪いことをするというのは多少わからないこともないのですが、学校をさぼって付近で遊んでいます。学校では生徒が来ていないことを把握すれば、生活指導の先生などが付近を見て回るなどできないものなのか。何かの情報がない限り動いていただけないのかと疑問に思う。私の地元の公園で隣にはコンビニがございまして。運動広場も私の校区が管理させていただいています。注意すると、我々がいない時に来て桜の木の枝を折ったりしてやり返すのです。事件性がないと言われるでしょうが、木の枝を折ることは一つの犯罪行為であります。またベンチをひっくり返したり、ゴミを放ってやり返したりする。幼い子どもが遊ぶ砂場にタバコを放ったりする。そういった行為の片づけを、高齢者で掃除しています。そこを注意すると運動広場に行ってまたゴミなどを広げたままにしている。そういうことを繰り返しています。先日は警察にも連絡し、中学校の生活指導の先生にも言いました。ただ先生は来て注意して終わりになるのです。こういったように目に余る行為が多々発生しています。青少年対策基本方針ではきちんとしたことを書いていただいています。理想はこういう風に出ればいいのかと思うのですが、現実を踏まえていないのかと思う。提示するだけではなく、我々自身が汗をかいて見回りをしなければいけない立場ではないのか、こういった会議をするのであればそう思います。本当に子どものことを思うのならば、子どもへの注意や子どもへの両親にもこのような状況なのでくれぐれも注意するようにお願いできないものなのかと思います。特にこの3学期は激しいです。会議に出席いただいている事務局の方にも見に来てもらうといいのではないかと思います。行動を起こしていただきたいと思います。私は行動しております。本当に酷いものです。本当に気になるものでお話ししました。よろしく申し上げます。

(会長) ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。他に意見等ございますか。

(委員) この場でお話をさせていただいていいのか悩んでいたのですが、私には中学2年生の子どもが

います。学校で授業ができないと帰って来ていつも話をしています。勉強ができる子どもは塾で勉強してきているので、授業を聞いていない。先ほど話にあったような子どもは学校にきていない。昼から学校に来て邪魔して勉強が身に入らないといった状況が起きているようで、この状況はどうなのだろうと毎日疑問に思っているのですが、いかがなものなのでしょうか。

(委員) 私は元教師で、いっぱい生徒を叩いてきました。生徒指導もしました。今お話にあったような現状をたくさん見てきました。警察からも呼び出され何度も謝りにいきました。でも、辞めた理由は色々あるのですが、ただ非行というものはなくならないと思います。巡り巡ってきます。ただその中学校で同じようにあるかというところでもないのです。やっぱり人なのです。それは教育委員会でもあり中学校の教師自身でもあります。それと学校自体がそれを乗り越えようとする活力です。それによってガラッと変わっている中学校が岸和田にはたくさんあります。過去の歴史の中で、無茶苦茶に荒れていた中学校が、今すごく頑張っているところもあります。だから非行とかタバコとか登校拒否とか暴力とかは、思春期の子ども達にとっては、何かの捌け口や自分を認めてもらいたいといった何とも言えない叫びだと思います。だから非行という言葉一つではなく、その子どもをどうしていくかを、考えてくれる大人をたくさん作っていかなければならない。もう一つ言わせていただきたいことが、世間で言われており安倍総理も発言したと言われている虐待です。教育委員会などそういったところで組織を作っていると思うのです。それを個々にするのではなくネットワークで力強く、横のつながり縦のつながりを持っていつているのかと、過去 30 年程前に委員をした時に感じたことで今も全く変わっていません。先ほど委員が言われた事は氷山の一角だと思います。その辺りをこの会議でしようと思っても無理です。現場の先生や市役所の方それぞれがもっと強いネットワークを持っていかないと同じことの繰り返しになる。成人式の事でもそうですが、何十年も変わらないままでいいのかなという疑問を誰も持たないのかと感じます。そういうことはダメならば、もう一度どういう成人式がいいのかと考えていくことも、今後必要ではないかと感じました。

(会長) はい。他にご意見ございますか。では議論を整理しておきたいと思います。まず資料 4 について、これについては特に具体的なご意見などなかったと思いますので、先ほど私が話をしましたようにまず委員の中学校にお願いをし、そのあと数校にお願いして、その結果を踏まえて中学生へのアピールペーパーを作っていくことについては、ご異論ございませんでしょうか。大阪府の新方針もございますので、その辺りの動きを確認しながらアピールペーパーを作成していきます。それは引き続きこの協議会で議論いただきたいと思います。中学生問題については、様々なところの実態をみながらご意見いただいています。それについてはこの青少年問題協議会としてどうしていくか考えていく必要がございます。先ほど承認いただいた資料 2 に関連して質問があるのですが、昨年度の青少年対策基本方針については、岸和田市青少年問題協議会の名前で作っているのですが、今年度の分は、岸和田市教育委員会も併記しています。この違いの意味をお教え願います。

(事務局) 今まではずっと青少年問題協議会の単一での記載でしたが、教育委員会も足並みをそろえて問題に取り組んでいきたいということで教育委員会も併記した基本方針を作成しました。

(会長) ということになりますと、この方針に基づいて来年度以降の方針になるのですが、ここに掲げていることで、ここで例えば意見が出たものは教育委員会に申し上げていいということですか。

(事務局) その通りでございます。

(会長) 例えば中学生問題について、こういう実態についてあり青少年問題協議会で様々な意見が出ており、会長名で教育委員会にもう一度ご協議くださいとの提案することはできるのでしょうか。

(事務局) 連名ということですが、青少年問題協議会でまず主になって考えていただくということがまず一つございます。なぜ連名になったのかと言いますと、私どもも含まれて岸和田市教育委員会も全面的にバックアップしているという意味でのことですので、内容につきましては意識を持って取り組んでいきたいと考えています。

(会長) この議論もこの会議に参加させていただいて、常にございます中学生問題の議論になった際、二つ大きな領域ができていて、一つは学校内でどういったことをやっているのか。中学校の指導がどうなっているのかとの話が常にございます。それについてこの青少年問題協議会としてどこまで意見を具体的に言えるのか。それを聞いていただける力があるのかどうかというのが常に話になるのですが、今回先ほど確認したとおり全面的にバックアップした新しい方針を作りました。これに基づいて今後行っていくということになりますので、ここの重点目標に掲げていることについて、このような実態があるのだとか、こういう問題点があるのだからこれを中学校の校長会でも話をしてほしいとか、あるいは教育委員会を通じてこのような指導をお願いしたいということは、意見として言えるということですね。ですのでそれをまとめて伝えていくことはできると思います。もう一つ常に出てくるのは、暴走の問題で、これは警察の対策について色々なご意見が出て、警察の方も出席されているので、直接お話もできるのでいいと思うのですが、教育委員会の中で起こっている問題についても、皆さんから色々な意見が出て、それをまとめてお伝えするという役割はこの協議会としてあると思いますので、様々なご意見をいただきたいと思います。今日のところは今までの通りの方針で、アピールペーパーを作っていくことでお願いします。もう一つは副会長や委員のおっしゃる実態上の話が出てきましたので、このことについてはどこかで継続して話をさせていただくなり、このような話が出ていたことを教育員会から校長会なり各学校の方にも伝えていただいて、一緒に協力してやりましょうということです。お互い批判するのではなくて、一緒にやっていくこと、先ほど副会長が汗をかくとおっしゃってましたが、そういうことだと思いますので、ぜひこういう実態があるのであれば、何とか良くしていく方向で考えていければと思いますのでまたご意見をいただければと思います。資料4の案件(2)は以上で終わりたいと思います。

【その他】

(1) 「岸和田の子どもたちに確かな学力を！」について

(事務局) 「岸和田の子どもたちに確かな学力を！」について説明。昨年度まで質問項目で『普段1日にどれくらいの時間携帯電話等で通話やメール等しますか』という質問がありましたが、今年度からなぜか質問項目から無くなりました。このリーフレットは昨年度の3学期末の保護者面談、個人懇談等で保護者へ直にお渡ししました。また、ご協力いただけるようお願いしました。先ほどございましたスマートフォン等の学校への持ち込みについてですが、今朝の新聞などで大阪府教育庁のガイドライン、素案が作成されたとの報道発表がございました。私どもも昨日初めて素案の提示を受けました。即報道され驚いておりました。まだ素案の段階であり、大阪府教育庁、各市町村や地域の方々の意見を受けて、ガイドラインの修正なり調整なりをした上で、市町村に提示し市町村や学校で詳細な取り扱いルール等をこれから定めていくことになると考えています。

(会長) これにつきまして何かご質問ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。先ほど最後にお話がありましたように、この新しい方針が動いていくということなので、今この青少年問題協議会で、スマートフォン等に対してアピールを作ることは、当然それとは絡んでいくことになると思いますので、それについてのガイドラインなりを各学校に通達される時のタイミングで何かアクションを起こせると一番いいと思いますが、アピールと一緒に配布するなど。それにのっとりた形で動くのが一番良いかなと思いますが、その辺りを特に密に事務局の中で意見交換いただけたらと思います。

(2) 平成 31 年度青少年施策資料の作成について

(事務局) 平成 31 年度青少年施策資料の作成について説明

(会長) 事務局より説明いただきましたが、なにかご質問ご意見などございますでしょうか。先ほどの委員から質問ございましたが、青少年対策基本方針の 5 つ分野が最初に出てきます。どの分野にこういう事業を行っているとし、それを実際具体的に進めていくということに繋がっていきます。

(3) その他

(事務局) 中学生問題について様々なご意見いただきましてありがとうございます。私も指導主事として色々な学校を回らせていただいております。中学校だけではなく小学校の先生方は毎日頑張っておられます。この中学生問題なのですが、おわかりいただいているとは思いますが、中学生になったその日から悪くなるとか、その日から指導がしづらいというわけではなく、色々な事や色々な背景があって、中学生の問題を解決するためには、小学校高学年ぐらいからアプローチが必要だと思います。ですから次回以降の協議会において中学生問題に係わりまして、小学校高学年から、つまり小中連携をキーワードにしながら、皆様のご意見をいただけるとありがたいと思います。

(会長) 中学生問題の話はずっと議論を続けてきたわけですが、やはり小学生の問題に繋げて色々な事を考えていく必要があるということなので。一旦アピールを作って、その後、時間を見て小学生や様々な問題についてご意見いただければと思います。他に活動していただいている委員や、先ほど意見が言い足りなかった事への追加でも結構ですので、ご発言いただければと思います。

(委員) 先ほど成人式のあり方を見直す時期でもあるのではないかとの意見がございましたが、18 歳が成人となることに対する成人式は 18 歳でしますか 20 歳でしますか、どのようなお考えでしょうか。

(事務局) まだ明確には決まっておりません。18 歳以上で行うとなると、収容できる会場も考える必要もあり、どのような状況で行うのか、今までとは全く違った形となりますので、考え方としては従来通りとし 20 歳の集いといった形で行うのか、他市の状況や国の状況を見ながら対応していきたいと考えております。今、現在は全く決まっておりません。

(委員) 質問ではないのですが、資料 4 の取り扱いですが、大丈夫だと思うのですが、この場でご議論するために、参考として取らせていただいたものであり、この中学校がこのような結果なのでと言ったお話をされていくと、協力しづらい事にもなりますので、資料の活用で議論を深めていただくことは問題ないのですが、数字だけが一人歩きすることや記述した所がどこかに出てくるといったことのないようお願いしたい。

(会長) これは取り扱いについて十分ご配慮ください。この資料から抜いたデータがどこかに出ていく

ことは望ましくないと思います。あくまでこの協議会で議論いただくための資料としてお配りしていますので、この資料の取り扱いについてはご留意いただきますようお願いいたします。

(委員) 少年補導補助員をしております。先ほどから中学生の行動について様々なご意見が出ておりますが、我々補助員と11中学校の生徒指導の先生、警察と関連機関の方々が、毎月1度補導連絡会を開催しております。ですから先ほど委員が言われていたような行動は全て発表されています。ただ守秘義務がございますので言えない事もあります、学校側も校長会も全て知っております。その現場の先生方は大変しんどいことを、我々はわかっております。そこで一つの提案として、この青少年問題協議会で議論することは然りなのですが、学校を含めた地域の力をもっと高めていただきたい。問題となっている地域での力になる各市民協議会がございます。多分ここにおられる方の多くは市民協議会の会議に出ておられます。そういったところで地域は地域で対処していただく。青少年問題協議会は大きな組織でございますので、この中で議論を深めていくことは少し難しいところもございます。学校教育課の方も地域の市民協議会を通して、情報発信するように考える方が実践的ではないかと思っております。とにかく中学校の状態を先生方は全て知っています。先生方を擁護するわけではありませんが、言えることと言えないことがあることを知っていただきたいと思っております。

(会長) ありがとうございます。地域の方での情報の開示の仕方であるとか、そこで議論いただくことは大事な方向だと思います。忘れないようにできたらと思います。他にございますか。

(委員) 岸和田警察署生活安全課でございます。参考になればと思いお話をさせていただきます。意見等ではございません。「岸和田の子どもたちに確かな学力を！」というリーフレットを見て気付いたことがございますので、『自分にはよいところがあるとおもいますか』との質問では、自己肯定感の高い子どもは平均正答率が高いと書いています。我々生活安全課少年係では日々様々な少年の取り調べを行います。例えば非行で犯罪行為により取り調べをするのですが、家庭裁判所に送る書類の中で供述調書があるのです。その供述調書では、事件の事実以外に本人がどれほど悪いことをしてきたのか、あるいはどんな家庭なのか、どんな教育を受けてきたのかについて調書をとるのですが、その中で、自分の長所と短所を必ず聞いています。多くの子どもは長所がないと答えます。非常に自己肯定感が低いと感じます。また、基本方針を示されましたが、その中では保護者の事についての言及が、ほとんどありません。なぜこういうことを言うかといいますと、岸和田市にはDVが非常に多いのです。前任が東淀川警察で、年間200件超えでした。岸和田市もほぼ同じくらいです。泉州方面では突出しています。男性から女性に暴力をふるうという事例が多いです。親世代の人権感覚が非常に乏しいと感じます。やはり問題行動を起こす子どもの家庭環境を見ると、DVと児童虐待の履歴が残りますので、子どもの過去の履歴を調べますと、やはり親にDVがあつたりします。子どもの目の前でDVをすると、これは面前暴力ということで心理的虐待になりますので、過去にいくつもの通告歴があるという子どもが非常に多い地域でもあります。内容でもこの辺のDVする人はすぐに包丁を持ち出します。殴られたから奥さんが包丁を持ち出して対抗することがあります。東淀川ではそういうことはあまりありませんでした。だから夫婦間や男女間でお互いを尊重することや子どもの前では喧嘩しないなど。千葉県野田市であったような虐待の酷い状況はございませんが、面前暴力の心理的虐待は岸和田市では非常に多いのです。何とか親世代の教育が必要だと思います。非行防止に直接繋がるのかどうかかわからないですし、人権教育なのでどこが主管になるかわからないのですが、いわゆるDVは相手の人権を侵害する行為であるという教育もする必要がある

と感じます。そういった意識が浸透し、子どもの前では夫婦喧嘩をやめておこうとなれば、子ども達ものびのび育ち、それが非行防止に繋がるのかと思いました。もう一つだけ紹介しておきますと先ほど中学生の喫煙の話がでましたが、岸和田に来て思ったことで、親が子どもにタバコを買い与えているケースが非常に多い。警察官が喫煙少年を補導すると、どこでタバコを手に入れたのかときちんと聞きます。なぜかという店が売ると未成年者喫煙防止法違反となり、例えば職務質問をしてタバコの入所先がその先のコンビニと言え、そのコンビニに行き確かに売ったとなれば、検挙となります。だからそこまで追求します。その中で実は親に買ってもらっている子どもが非常に多い。当然親は未成年者喫煙防止法違反となりますので、被疑者として色々話を聞きます。そこでは万引きしたり、あるいは人からもらって吸ったり、友達からもらったりすると可哀想なので買ってあげているという親もいました。親の教育、今ある親をどうこう変えるというのは難しいかわからないのですが、例えば小学校または中学校で自分達も親になるという視点の教育もあれば、長い目で見れば子ども達の非行防止になるのかなと仕事を実践しながら思ったことを発表させていただきました。

(会長) ありがとうございます。重要な視点でご指摘いただいていると思いますので、今後の会議でも考えていきたいと思えます。他はよろしいでしょうか。

(副会長) 先ほど委員からお話がありましたが、学校はすべて把握しているのご意見でした。学校ではこういう子どもをどのように指導していくかの方向づけはある程度あると思えます。そのことについて我々は全く分かりませんので、どのように考えられているのか。結論を言えば毎朝たむろしている、夕方5時頃集まっているといったことまで分かっているのであれば、どういう指導をしていこうとしていますか。市民協議会のお話もございましたので、学校の校長先生が市民協議会に出て、市民協議会の皆さんもどンドン動いていただきたいというような行動をしているのかなど、我々はわかりません。学校が把握しているのであれば、どのように動くつもりであるのかと思えます。その辺りのお考えがあればお教え願いたい。

(委員) 基本的に地域の方と一緒に、情報交換をしながら行っていますし、関係機関と連携を取りながら行っています。それぞれ個別の学校の事についての意見は言いづらいところでございます。自分の学校の事は、たくさん迷惑をかけていることもたくさんございますので、その都度対応させていただいております。保護者と一緒に謝罪に行くことや出したゴミを職員と一緒に拾いにいたりもします。地域に出かけて清掃活動をみんなでしましょうと子ども達と一緒に清掃活動を行ったりもしています。色々なことをしながらできるだけ後追にならないように、取り組みをしているつもりです。結果としてうまくいかない部分もあるということが現状であると思えます。市民協議会の関係でいえば各校長が何かの委員になっていますので、その中で意見を出したりすることができると思えます。校長会でも連絡をさせていただこうと思えますのでお願いします。

(副会長) 校長会の会長をしていらっしゃるのですね。

(委員) いえ、違います。校長会の会長は別の方で、私はここの担当ということなんです。

(副会長) 私の言っている事を校長会で発表していただいて、それぞれの学校で、朝の状態がございしますので、市民協議会の方や中学校PTAも交えて朝夕に巡回をしてもらおうとか、朝か夕方の事ですので、順番にでも動けないのかどうか。私は朝ずっと注意はしていますが、私も会社があるものですから。

(委員) 委員が市民協議会に意見を言えばいいのではないのでしょうか。校長会でそのような話をしてほしいというのであれば、地域の意見を直接学校に意見すればいいのではないのでしょうか。

(副会長) 校長は知り合いなので話はできますし言えますが、毎日の事なのでこういう意見があったと校長会で伝えてほしい。

(委員) 日常的に地域の方と話をする機会を、それぞれの学校は結構持っています。地域の中でも市民協議会をふくめた色々な協議会、会合もございますので、おそらくそれぞれ学校長はお聞きしていると思います。私自身も自分の地域の中で、そのような話をさせていただいています。

(副会長) 私の校区の先生方は、朝夕の状況をわかっているはずだと思うのです。わかっているのであれば、その時間帯に来て学校に行くようにするなどはなぜしないのか。こちらから連絡するまで来ないもので。

(委員) その中学校の事を私がお答えすることはできません。多分ですが、地域からの意見があれば、それぞれ学校で全部対応させていただいていると思います。先ほどお話しました各関係機関、保護司の方や青少年指導員の方など相談させてもらいながら対応させていただいていると思います。

(副会長) 以前、この青少年問題協議会でお話させていただいたと思うのですが、先ほどお話をした公園には、連合町会をしてから10数年間、ずっと行っています。夏、公園を横切りプールに行く時にも、以前あった『挨拶運動』が浸透しており、子どもは挨拶するのですが、挨拶をしない先生がいます。基本的にそういうところから間違えています。大きな声で「ちゃんと挨拶をせんとあかんやないか。」と言いますが、そういうところから欠如しているのではないですか。子どもはずっと挨拶しています。しかし全ての先生ではないのですが、一部の先生が挨拶をしない。それで教育というはおかしいのではないかと私は思います。

(会長) ご出席の委員にお願いすることも、違う気もするのですが。

(委員) 情報交換はしておきます。

(会長) 先ほど資料4の取り扱いについてお話しましたが、回収させていただきます。事務局が回収いたします。長時間にわたり熱心にご審議いただき、貴重なご意見いただきましてありがとうございます。本日、基本方針が決まったわけですが、今後とも岸和田市の青少年健全育成にご指導ご協力をよろしくお願いいたします。これをもちまして第3回岸和田市青少年問題協議会を閉会します。ありがとうございました。

閉会